

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
4月10日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課) 五

解除予定保安林 (下関市) (森林整備課) 五

道路の位置の指定 (二件) (建築指導課) 五

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) 六

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 六

基本測量の実施 (監理課) 七

公共測量の実施の終了 (三件) (監理課) 七

建設業の許可の取消し (監理課) 七



山口県告示第百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年四月十日から同年五月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供

する。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
所在地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法				
	能 (t/日)力	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 隔	使 用 時 間 隔 一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 方 法 季 節 的 変 動 の 概 要
三三二イ (二基)	八・五七	平成三〇、五、七	平成三一、六、一	平成三一、七、一	断 続	二 二 時 間	変 動 な し
三三二ハ	二二〇	〃	〃	〃	〃	一・七 五 時 間	〃

備考 「三三二イ」及び「三三二ハ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び遠心分離機をいう。

山口県告示第百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年四月十日から同年五月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所

所在地 光市大字島田三四三四番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	通 常 最 大	通 常 最 大	
七 四	七・六	〃	(水素イオン濃度) (水素指数)	〃	六、六三九
	九〃五	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	九、五八九
	一・一・六	〃	浮遊物質量 (mg/l)	〃	六、五八二
	一四・九	〃	窒素 (mg/l)	〃	九、六四六
	一四	〃	リン (mg/l)	〃	六、六三九
	三六	〃		〃	九、五八九
	五	〃		〃	六、六三九
	二〇	〃		〃	九、五八九
	〇・三	〃		〃	六、六三九
	〇・六	〃		〃	九、五八九

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

No. 5 排 水 口	No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目	
						変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	通	水素イオン濃度 (水素指数)	七・四
〃	〃	〃	〃	〃	常		八・五
〃	〃	〃	〃	〃	最		九・五
〃	〃	〃	〃	〃	大	化学的酸素要求量 (mg/l)	七
〃	〃	〃	〃	〃	通		二〇
〃	〃	〃	〃	〃	常		二二・五
〃	〃	〃	〃	〃	最		四〇
〃	〃	〃	〃	〃	大	浮遊物質 (mg/l)	三〇
〃	〃	〃	〃	〃	通		四・五
〃	〃	〃	〃	〃	常		二〇
〃	〃	〃	〃	〃	最		六〇
〃	〃	〃	〃	〃	大	鉍油類 (mg/l)	〇・三
〃	〃	〃	〃	〃	通		〇・三
〃	〃	〃	〃	〃	常		〇・四
〃	〃	〃	〃	〃	最		〇・八
〃	〃	〃	〃	〃	大	窒素 (mg/l)	八
六、六三九	六、五八二	〃	一六、三六〇	〃	通	排水の一日当たりの量 (m ³)	一〇、一一五
九、九五四	九、八九七	〃	一九、九八五	〃	常		一四、六三九
		〃	二五、四四一	〃	最		一二、二五二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

共同 処理 施設	種 類	処理後		処理前		項目	
		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	七・六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	九・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	一一・六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	一四・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	一四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	浮遊物質 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	三六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	四・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	二五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	鉍油類 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	四・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〇・三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	〇・三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	〇・六
六、六三九	六、五八二	六、六三九	六、五八二	六、六三九	六、五八二	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
九、六四六	九、五八九	九、六四六	九、五八九	九、六四六	九、五八九	常	
						最	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No.10 排水口		No. 9 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二
〃	八・五	〃	九・五	〃	〃	〃	八・五
〃	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二
〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三
〃	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四
〃	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九
〃	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず
〃	三	〃	五	〃	〃	〃	二
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	四
〃	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二
〃	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四
〃	一一〇	〃	一	〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇
〃	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇

山口県告示第百五十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定区域

山口市大内矢田字上神田一一二番のうち別図に示す区域、一一八番のうち別図に示す区域、一一九番、一二四番のうち別図に示す区域、一二五番のうち別図に示す区域、二六五番のうち別図に示す区域、一三二七番から一三二九番までのうち別図に示す区域、一三二九番一のうち別図に示す区域、一三二九番二のうち別図に示す区域、一三三〇番、一三三一番一、一三三二番のうち別図に示す区域、一三三二番二、一三三三番のうち別図に示す区域及び一三三三番一

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

（別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

山口県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

下関市長府満珠町一〇八（次の図に示す部分に限る。）、一〇八の一、一〇八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字大野南字東総行五六の一	六・〇	三四・一	平成三〇、 三、二七

山口県告示第百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字河内字八丈二九四三の一四及び二九四三の四・〇、 一九	四・五	二二・七	平成三〇、 三、二六



(六六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成三十年四月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク厚南店

所在地 宇部市大字中野開作四二八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称) アルク宇部厚南店	アルク厚南店

四 届出年月日

平成三十年三月二十二日

五 変更年月日

平成三十年三月十九日

(六七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年四月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス川下店

所在地 岩国市中津町一丁目一四一八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ダイワロイナル株式会社 住 所 東京千代田区飯田橋二丁目一八番二号 代表者の氏名 原田 健

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗の名称	(仮称) ダイレックス川下店			ダイレックス川下店		

四 届出年月日
平成三十年三月二十二日
五 変更年月日
平成三十年三月二十日

(六八) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。
平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二七〇四〇	HD〇〇八		その他	平成二九、四、一九	宮城県	外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
四〇〇六四〇	HD〇一〇		〃	〃	〃	〃	〃
三二七〇四〇	HD〇一六		〃	〃	〃	〃	〃
四〇〇七二〇	HD〇一六		〃	三〇	〃	〃	〃
三二七〇四〇	AB七〇一		〃	三、一二	〃	〃	〃
四〇一〇四〇	AB七〇五		〃	一七	〃	〃	〃
三二七〇四〇	AB七〇六		〃	一八	〃	〃	〃
四〇一〇九〇	AB七〇六		〃	〃	〃	〃	〃
三二七〇四〇	AB七〇七		〃	一六	〃	〃	〃
四〇一〇四〇	AB七〇七		〃	〃	〃	〃	〃

(六九) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(七〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十九年九月十二日から平成三十年三月十五日まで

(七一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

宇部市芝中町、常藤町、東新川町、松山町一丁目及び松山町二丁目

三 作業の期間

平成二十九年十月十五日から平成三十年三月六日まで

(七十二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ更新及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年三月二十日まで

(七三) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成三十年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

平成三十年三月二十八日

二 処分を受けた者の称号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

号

商号又は名称 神本工業株式会社

主たる営業所の所在地 岩国市室の木町三丁目六番二二号

代表者の氏名 神本 貞弘

許可番号 山口県知事許可(般一二九)第二〇五五四号

三 処分の内容

電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

神本工業株式会社が、雇用関係のない者についてその者が法第七条第二号に規定する者である旨の証明書を作成し、これを添付して建設業の許可申請を行い、平成二十九年十二月十九日付けで電気工事業に関する法第三条第一項の許可を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。